

## 労働安全衛生法に関する法改正について

2024年4月1日より、労働安全衛生法に関して化学物質管理者を選任の義務化等の法改正がされますので簡単にご紹介します。

### 1. 化学物質管理者の選任が義務付けられる事業場

- ① リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場
- ② リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う事業場

※ リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することです。

これにより、化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることがリスクアセスメントの目的になります。

※ リスクアセスメント対象物とは、法令に基づく「ラベル表示対象物」（労働安全衛生法施行令第18条）、および安全データシート（SDS）による「通知対象物」（労働安全衛生法第57条の2第1項）をいいます。

＜職場のあんぜんサイト 表示・通知対象物質（ラベル表示・SDS 交付義務対象物質）の一覧・検索＞  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

※ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場については選任義務がありません。

※ 清掃洗浄作業等を行う医療保健業、ビル管理業や飲食業、塗装を行う建設業、自動販売業等広い業種に該当します。

### 2. 化学物質管理者の選任

化学物質管理者の選任については以下のとおりです。

- ① 事業場ごとに選任
- ② 選任すべき事由が発生した日から、14日以内に選任
- ③ リスクアセスメント対象物の製造以外の業種については、必要な能力を有すると認められる者（資格要件なし、専門的講習の受講推奨）

### 3. 化学物質管理者の職務

- ① ラベル表示、安全データシート（SDS）の確認
- ② 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ③ リスクアセスメントの結果に基づく、ばく露防止措置の選択および実施管理
- ④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
- ⑤ リスクアセスメントの結果の記録の作成・保存・周知
- ⑥ リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録の作成・保存・周知
- ⑦ ①から④の事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

